平成２９年（フ）第２９号
長野県飯田市上久堅6752番地
債務者　加藤　祐樹
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２１号
滋賀県長浜市勝町91番地16　ユヌベルメゾンⅠ　202号室
債務者　竹村恵美子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目37番地の３　童人Ⅱ201号
債務者　齋藤千香子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９３号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目10番10号
債務者　仲里　りな
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８６号
奈良県葛城市勝根253番地４　グランジェルメ203号
債務者　松林　竜亮
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内1574番地３
債務者　佐伯　勝章
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６５号
宮崎県延岡市大峡町7919番地５
債務者　興梠　敏光
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６７号
宮崎県日向市都町８番８号
債務者　反田　愼吾
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６８号
宮崎県延岡市新浜町１丁目8935番地83
債務者　岩本　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６９号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原４丁目80番地
債務者　久米　保志
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第４３号
宮城県大崎市古川稲葉字鴻ノ巣181番地２　パルメゾン北都Ｂ棟105号、従前の住所宮城県大崎市古川字竹ノ内174番地２　レオパレス萩202号
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第７９号
金沢市野田町ヲ７番地10
債務者　松井　徹子
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２３号
兵庫県伊丹市北伊丹２丁目30番地19
債務者　住　　一榮
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
兵庫県西宮市上田西町１番11号ドルトワールヒロ上田西町319号室
債務者　藤原　克明
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７８号
兵庫県尼崎市東桜木町88番地
債務者　谷貝　清孝
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２７９号
兵庫県西宮市大社町12番７―202号
債務者　松尾　　聡
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８７号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番６―304号
債務者　田所　憲雄
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係